

# ●●● | RM&FP NEWS LETTER



リスクマネジメント＆ファイナンシャルプランニング

2009年 7月 第65号 By

## FP Compass

### ◇日本FP協会山形支部

#### 第29回研修会レポート

さる6月6日に開催されました、FP協会山形支部の継続研修会に参加をしました。

FP(ファイナンシャルプランナー)の有資格者は2年の間にAFPの場合は15単位以上、(15時間の講習会相当)CFPの場合は30単位以上を習得しなければなりません。

規定の単位を習得しない場合は、資格を返上するという厳しい制度になっています。

これはFPという資格の特性上、常に新しい情報や、職業倫理等を学ばなければ、よりよいコンサルティングやプレゼンテーションができなくなるからです。

よって私たちFPは資格を取得することがゴールではなく、あくまでスタートであるという自覚が必要です。

今回の研修会は「国際金融危機を見るポイントと今後の流れ」という演題にて行われました。

講師の先生は、金融・貴金属アナリストでMSI代表取締役の亀井幸一郎先生です。

アメリカ発の金融危機に至るまでの前段の話と、世界経済の現状、アメリカ金融各当局の組織や金融危機対応などを中心に話をすすめていきました。

体系的に金融情勢の流れを把握でき、かつさまざまな事象の背景もきちんとわかりやすく説明して頂いたので、あたかもテレビの「NHK特集」を見ているかのようで、充実したひとときがありました。 今回の金融危機は

「前例のない(Unprecedented)」

\*スピードで景気の落ち込み

\*データの統出

\*金融環境の振れ

\*内容を迫られる対応策

\*相場展開

その状況下、オバマ政権では、「消費から貯蓄へのチェンジ、米国だけが世界の成長エンジンではない」ことを表明。

FRB(連邦準備制度理事会)においてはゼロ金利と量的緩和対策を即座に実施。

そしてさらに、日本では考えられないような企業支援を大胆に行いました。

政府管理下に置く企業もあれば、破たんさせる企業もあり。その手法は柔軟性豊かな対策の目白押しとなっています。

アメリカでは自国通貨の米ドルを今までのように世界の基軸通貨としてのポジションを堅持するのに懸命となっています。

監督官庁の枠組みを超えて、ハイスピードで対応する様はアメリカ金融各当局の必死さ

が伝わってきます。

その結果、アメリカ経済の中で一斉風靡した「投資銀行」というものが、銀行による救済合併、銀行への業態転換、または破たんなどにより、1行も存在しなくなりました。

米国経済にとつては厳しい状況が続きますが、ほのかな希望の光は見え始めています。

## ◇自動車事故高額判例を検証

### ☆事故状況

知人の自動車をバックで誘導するために道路上に出ていた37歳の男性が、センターラインオーバーで走行してきた飲酒運転の乗用車にはねられ脳挫傷の重傷を負い、遷延性意識障害及び四肢麻痺の後遺障害(1級3号)を負いました。

この判例では、被告側の「遷延性意識障害は長生きできない」という主張を却下し、原告の平均余命期間(35年)をすべて認めたため総額3億円を超す高額判例となりました。

この判例のように、重い後遺障害者の生存余命を健常者と同じ平均余命で計算されるようになってきてます。

よって、若年層が被害者となったとき、後遺障害における損害賠償金は、平均余命の長さが要因で高額となりがちです。

さて、今回の判例で認められた損害費目は

|         |             |
|---------|-------------|
| * 将来介護料 | 約1億3, 400万円 |
| * 逸失利益  | 約 7, 200万円  |
| * 住宅改造費 | 約 2, 300万円  |
| * 将来雑費  | 約 1, 500万円  |
| * 車両改造費 | 約 400万円     |
| * 介護用品代 | 約 400万円     |

|           |             |
|-----------|-------------|
| * 後遺障害慰謝料 | 約 3, 200万円  |
| * 近親者慰謝料  | 約 600万円     |
| * その他     | 約 2, 000万円  |
| * 合計      | 約3億1, 700万円 |

(過失相殺はなし)

この案件は高等裁判所までいきましたが、一審判決に準じた内容で和解しました。

相手の加害者は自動車保険に加入していましたので、被害者側は高額な賠償金を得ることができましたが、自動車保険に加入していなかったとか、自動車保険料が口座振替不能などの理由で「保険契約失効中」であった場合どうなるのでしょうか。

加害者側に賠償資力がなければ、いかに裁判所にて高額判例が出されたとしても、賠償金の回収はほぼ不可能となります。

その場合、賠償金回収に力を発揮するのは、自分や家族の自動車保険に付いている「人身傷害保険」となります。

自分に対し、賠償金が払ってもらえないとか、自分の過失で減額される部分がもらえなくなったりしたときにそこをカバーできる保険です。

保険金額を低く設定しているとその金額までが限度となるので注意が必要です。

保険金額(補償金額)はできれば無制限にしたいものです。

この度の判例を検証すれば、自分と家族を守るためにには、人身傷害も「無制限」が常識となることでしょう。

「搭乗者傷害保険」を削っても「人身傷害保険」は大きな補償とすることが必要です。

搭乗者傷害保険部分は傷害保険や生命保険で充分にまかうことができるからです。

## ◇新しい住宅ローン減税

平成21年度からの新しい住宅税制のあらましをまとめました。

### ☆住宅ローン減税関係

#### 1. 住宅の新築、購入など

| 入居年           | 控除対象借入限度 | 控除期間 | 控除率  | 最大控除額 |
|---------------|----------|------|------|-------|
| <b>一般住宅</b>   |          |      |      |       |
| H21年          | 5,000万円  | 10年  | 1.0% | 500万円 |
| H22年          | 5,000万円  | 10年  | 1.0% | 500万円 |
| H23年          | 4,000万円  | 10年  | 1.0% | 400万円 |
| H24年          | 3,000万円  | 10年  | 1.0% | 300万円 |
| H25年          | 2,000万円  | 10年  | 1.0% | 200万円 |
| <b>長期優良住宅</b> |          |      |      |       |
| H21年          | 5,000万円  | 10年  | 1.2% | 600万円 |
| H22年          | 5,000万円  | 10年  | 1.2% | 600万円 |
| H23年          | 5,000万円  | 10年  | 1.2% | 600万円 |
| H24年          | 4,000万円  | 10年  | 1.0% | 400万円 |
| H25年          | 3,000万円  | 10年  | 1.0% | 300万円 |

(注)長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成21年6月4日から施行)により認定された住宅。

#### 2. バリアフリー改修

65歳以上の親族と同居している者などがローンを使って一定のバリアフリー改修工事を行った場合。

\* 控除対象借入限度 1,000万円

\* 控除期間 5年

\* 控除率:一定のバリアフリー改修工事

(200万円まで) 2%

:上記以外の工事部分

(800万円まで) 1%

改正により5年間の延長

(平成25年12月31日迄)

#### 3. 省エネ改修

ローンを使って窓の二重サッシ化など、一定の省エネ改修工事を行った場合。

\* 控除対象借入限度 1,000万円

\* 控除期間 5年

\* 控除率

・一定の省エネ改修工事部分

(200万円まで) 2%

・上記以外の工事部分

(800万円まで) 1%

改正により5年間の延長

(平成25年12月31日迄)

今回は住宅投資減税(ローンを使わない場合でも適用になる)も新設されました。

1. 長期優良住宅の新築、購入時に住宅性能強化に必要な費用(1,000万円迄)の10%を控除(最大100万円)  
\* 平成23年12月31日迄

2. バリアフリー改修(65歳以上の親族と同居)の場合、工事費用(200万円迄)の10%を控除(最大20万円)  
\* 平成22年12月31日迄

3. 一定の省エネ改修工事を行った場合、省エネ改修工事費用(200万円迄あわせて太陽光発電装置を設置時は300万円迄)最大控除20万円(太陽光発電30万円)  
\* 平成22年12月31日迄

4. 一定の耐震改修を行った場合、耐震改修工事費用の10%(20万円迄)  
最大控除額(20万円)  
\* 平成25年12月31日迄延長

## ◇剣岳・点の記

新田次郎原作の「剣岳・点の記」が映画化となり、公開されました。

その最初の公開日に妻と見に行きました。

私が20代の頃、山に興味をもち、県内の山はもちろん、県外や日本アルプスも、夏山だけですが登っていました。

その頃、新田次郎の山岳小説を読み始めた中に「剣岳・点の記」がありました。

この度の映画化に際し、ある種の懐かしさと、木村大作監督の絵づくりに興味がわき、是非鑑賞したいと思っていました。

山々の迫力ある映像と時間帯による色合いの見事さに、山好きとしては至福のひとときを過ごすことができました。

明治時代に、日本最後の未踏峰としての剣岳に国の威信をかけた陸軍の測量隊と日本山岳会との初登頂争い。

測量隊は初登頂を果たしたものの、その山頂付近で発見したものは、なんと修驗道の行者が置いたと思われる「錫杖の頭と剣の穂先」であった。

登山道具など、まともなものがなく時代に険しい剣岳に登頂した行者の信仰心に畏敬の念を抱きました。

## ◇お盆休日案内

8月13日(木)～16日(水)

の間お休みとさせていただきます。

損害保険各社の事故発生連絡先  
(すべて365日24時間対応しています)

|          |              |
|----------|--------------|
| あいおい損害保険 | 0120-024-024 |
| 三井住友海上火災 | 0120-258-365 |
| 日本興亜損害保険 | 0120-258-110 |
| セコム損害保険  | 0120-210-545 |

## ◇生命保険相談会のご案内

当社主催による生命保険相談会を下記の通り開催しますので、ご希望の方は電話、Eメールまたはファックスにてご予約ください。

日時：平成21年7月11日(土)

7月25日(土)

8月8日(土)

8月22日(土)

各日程の\*10:00～

\*13:00～

\*15:00～

\*17:00～

\*19:00～

各90分程度の相談時間となります。

発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 藤井義容 大木隼人 木村正照 阿部 信 工藤 進 大西忠兵衛  
阿部 尊 高橋治子 佐藤豊彦 佐藤和一 浅見洋子 阿部浩和 深瀬幸子  
多田恵子 土赤 妙 鈴木由美子

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34-103

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail postmaster@fpcompass.co.jp